

共同生活援助

1. 人員配置の基本

- <管理者・・・常勤であること、支障のない範囲で他の職務兼務可能、世話人・生活支援員・夜間支援員との兼務の可否？、就労Bなどの日中活動との兼務は？
- <サビ管・・・常勤性は不要、時間を分ければ他の職務も可能、世話人・生活支援員・夜間支援員との兼務の可否？、就労Bなどの日中活動との兼務は？
- <生活支援員の必要数の計算方法・・・(障害支援区分ごとに常勤換算の数値が異なる)
 - 区分6の前年度利用者数(1日平均)÷2.5
 - 区分5の前年度利用者数(1日平均)÷4
 - 区分4の前年度利用者数(1日平均)÷6
 - 区分3の前年度利用者数(1日平均)÷9

・・・以上の合計数

・・・例えば常勤時間数40時間の事業所の前年の利用者の実績が「区分6が3人、区分3が1人」であった場合の計算は「40時間×(3÷2.5)+40時間×(1÷4)=48+10=58時間」となり、制生活支援員は週に58時間分の配置が必要になる。
- <世話人の必要数の計算方法・・・(基本は「6:1」配置が原則)
 - 前年度利用者数(1日平均)÷6

但し、世話人の配置を「6:1」ではなく「5:1」や「4:1」にすると報酬単価アップする仕組みになっている。

2. 加算

- ① 夜間支援のキホン・・・前年実績に基づき算定する(現在の人数とは関係ない)、四捨五入、夜勤の考え方、宿直の考え方、申請時に指定窓口で配置基準を確認せよ
- ② 夜間支援1・2・3・・・1型の休憩時間の取扱、夜勤、宿直、巡回、国保請求の実際、毎年4月の前年実績の集計と変更届、支援記録、個別支援計画、世話人と生活支援員の配分、夜間支援員としての雇用契約・勤務記録、管理者の兼務と勤務時間管理、サビ管の兼務と勤務時間管理
- ③ 夜間支援4・5・6・・・1型の支援員が1名のみ(しかも巡回なし)の場合に適用・・・4型(夜勤の就寝後から起床まで全時間・7時間以上・巡回)、5型(夜勤・22:00~5:00に2時間以上巡回)、6型(宿直・1回以上巡回&緊急時連絡対応)
- ④ 重度者支援加算・1型(区分6などの重度)・・・要件3つ全て満たすこと
 - ・ 生活支援員を余分に配置(0.1以上)、
 - ・ サビ管か生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修「実践」研修(or 行動援護従業者養成研修 or 喀痰吸引研修2号以上→1号ok)が1名、
 - ・ 生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修「基礎」研修(or 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程 or 行動援護従業者養成研修 or 喀痰吸引研修3号以上→2号や1号もok)が20%以上・・・(経過措置あり?誓約書?10%?→実人数・常勤換算ではない/例:1.3名→2名)
- ⑤ 重度者支援加算・2型(区分4以上かつ区分認定調査の行動関連10点以上)・・・要件3つ全て満たすこと
 - ・ 生活支援員を余分に配置(0.1以上)、
 - ・ サビ管か生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修「実践」研修(or 行動援護従業者養成研修)が1名・・・さらに「支援計画シート作成も必要(by 強度行動障害者支援者養成研修「実践」研修修了者 or 行動援護従業者養成研修修了者)」
 - ・ 生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修「基礎」研修(or 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程 or 行動援護従業者養成研修)が20%以上・・・(経過措置あり?誓約書?10%?→実人数・常勤換算ではない/例:1.3名→2名)
- ⑥ 「体験利用」での強度行動の加算
- ⑦ 医療的ケア加算・・・看護師を配置・常勤換算1.0以上、医ケアのスコア表
- ⑧ 視覚聴覚
- ⑨ 看護職員配置
- ⑩ 夜間職員加配・・・日中サービス支援型
- ⑪ 日中支援加算・・・外出困難者、日中サービス支給決定有るが心身の状況により日中利用が出来ない、などのケース
- ⑫ 自立生活援助
- ⑬ 帰宅時&長期帰宅時・・・個別支援計画に明記、支援記録、算定回数・期間の制限(国保請求時に注意)
- ⑭ 入院時&長期入院時・・・個別支援計画に明記、支援記録、算定回数・期間の制限(国保請求時に注意)
- ⑮ 地域生活移行個別支援特別
- ⑯ 精神障害者地域移行特別
- ⑰ 強度行動障害者地域移行
- ⑱ 医療連携
- ⑲ 通勤者生活支援

3. 減算

大規模住居減算・・・8人以上:5%減算・・・等々

4. その他

- ① 既存住居の特例?大阪府?・・・用途は、本来は「寄宿舍」であることが必要なところ、「居宅」でOK